

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書	
令和5年 6月14日	
愛知県知事 殿	
提出者	
住所 岡山県岡山市内山下1-1-13	
氏名 株式会社 大本組	
安全環境品質部長 谷本 安弘	
電話番号 086-227-5164	
<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。</p>	
事業場の名称	株式会社大本組 名古屋支店 愛知県内 建設工事作業所 (名古屋市、豊橋市、岡崎市、豊田市内を除く)
事業場の所在地	(作業所) 愛知県内(名古屋市、豊橋市、岡崎市、豊田市内を除く) (事業者) 愛知県名古屋市千種区池下1-10-8
計画期間	令和5年 4月 1日 ~ 令和6年 3月31日(1年間)
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	建設業 総合建設業 ・一般土木建築工事業【0611】
② 事業の規模	建設工事元請完成工事高 令和4年度 486百万円 元請工事件数 8件
③ 従業員数	全社 810名
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙 処理工程フロー

(日本工業規格 A列4番)

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図)			
別紙 管理体系図のとおり			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	排出量	t	t
	(これまでに実施した取組) 「建設廃棄物等対策基準」に従って、各作業所で計画を立案し、作業所の自主点検（1回/月）又は、管理部門のパトロールでその状況をチェックしている。		
② 計画	【目標】 廃棄物発生抑制に関する計画の立案		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	排出量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 1. 資材搬入業者と打合せを行い、過剰包装・梱包を禁止し、ロス・ムダのない搬入計画を立案する 2. 施工手順の作成により、廃棄物の発生を抑制する 3. 工場加工の機会を増やし、現場では組立てるだけにする		
産業廃棄物の分別に関する事項			
① 現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 当社では、コンクリートがら、アス・コンがら、木くずは、必ず分別している。さらに再資源化可能な品目、分別することで最終処分率を低減できる品目を分別している。 (ただし、木くずは、50km以内に再資源化施設がないなど、再資源化が困難な場合には適正な施設での焼却などの縮減を行っている)		
	③ 計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 分別実施による混合廃棄物排出量削減	
1. 分別保管場所の明示及び、分別の教育を実施する 2. 狭隘な場所での廃棄物の分別に、廃棄物収集袋等の利用を工夫する 3. 特管物（廃石綿等）は二重梱包の上、他の廃棄物と区別して収集・保管する			

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	該当なし	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 該当なし		
② 計画	【目標】 該当なし		
	産業廃棄物の種類	該当なし	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 該当なし		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	該当なし	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 該当なし		
② 計画	【目標】 該当なし		
	産業廃棄物の種類	該当なし	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 該当なし		

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
① 現状	<b>【前年度（令和4年度）実績】</b>		
	産業廃棄物の種類	該当なし	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 該当なし		
② 計画	<b>【目標】 該当なし</b>		
	産業廃棄物の種類	該当なし	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 該当なし		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
1. 現状	<b>【前年度（令和4年度）実績】</b>		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組) 廃棄物の処理を委託に頼らざるを得ない当社は、地域によって廃棄物のリサイクル率に差がある委託業者の選定を慎重に行なっている。また、廃石綿等の特管物は処理計画を策定し、適正に処理している。		

2. 計画	【目標】 分別の徹底により最終処分率を低減する	
	産業廃棄物の種類	別紙の通り
	全処理委託量	t t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t t
	再生利用業者への 処理委託量	t t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t t
	(今後実施する予定の取組) 分別実施による最終処分廃棄物排出量削減  (最終処分廃棄物 排出率) 土木部門：6.0%以下、建築部門10.0%以下 1. 出来る限り、リサイクル率の高い処理業者を選定する 2. 分別の徹底により、再生資源化できる廃棄物の利用促進を行う 3. 処理業者情報（リサイクル率等）を社内へ情報提供する	
※事務処理欄		

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

## 別紙 - (産業廃棄物処理計画実施状況)

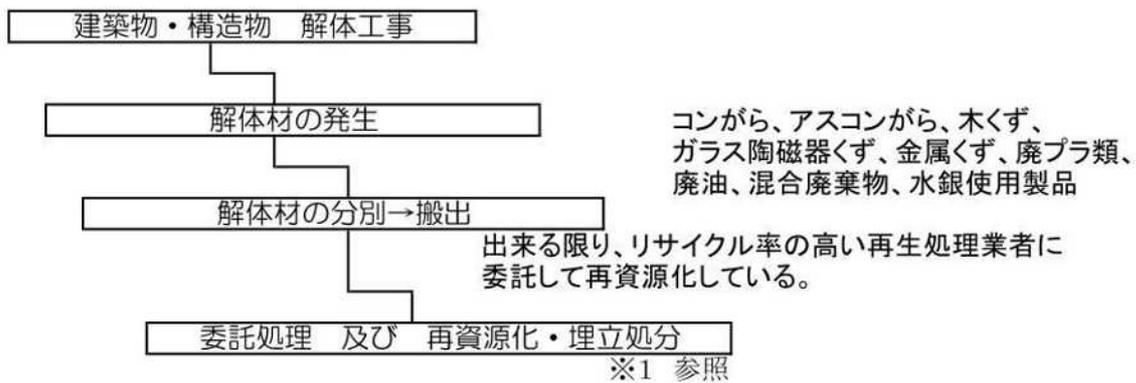
前年度 産業廃棄物の種類	実績値 (単位:トン/年)									
	①	②+⑧	⑤	⑦	③+⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭
	排出量	自ら再生利用を行った量	自ら熱回収を行った量	自ら中間処理により減量した量	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	全処理委託量	優良認定処理業者への処理委託量	再生利用業者への処理委託量	熱回収認定業者への処理委託量	熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量
建設汚泥	1.8	0.0	0.0	0.0	0.0	1.8	0.0	0.9	0.0	0.0
廃プラスチック類	11.7	0.0	0.0	0.0	0.0	11.7	11.7	4.4	0.0	0.0
紙くず	0.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.4	0.4	0.3	0.0	0.0
木くず	235.3	0.0	0.0	0.0	0.0	235.3	6.4	86.4	0.0	0.0
金属くず	8.6	0.0	0.0	0.0	0.0	8.6	8.6	8.6	0.0	0.0
廃石膏ボード	1.3	0.0	0.0	0.0	0.0	1.3	1.3	1.3	0.0	0.0
がれき類その他	45.4	0.0	0.0	0.0	0.0	45.4	0.0	45.4	0.0	0.0
コンクリートがら	963.5	0.0	0.0	0.0	0.0	963.5	2.9	963.5	0.0	0.0
アスファルト・コンクリートがら	90.7	0.0	0.0	0.0	0.0	90.7	0.0	90.7	0.0	0.0
混合廃棄物(管理型)	3.0	0.0	0.0	0.0	0.0	3.0	3.0	1.6	0.0	0.0
合計	1361.5	0.0	0.0	0.0	0.0	1361.5	34.2	1202.8	0.0	0.0

## 別紙 - (産業廃棄物処理計画)

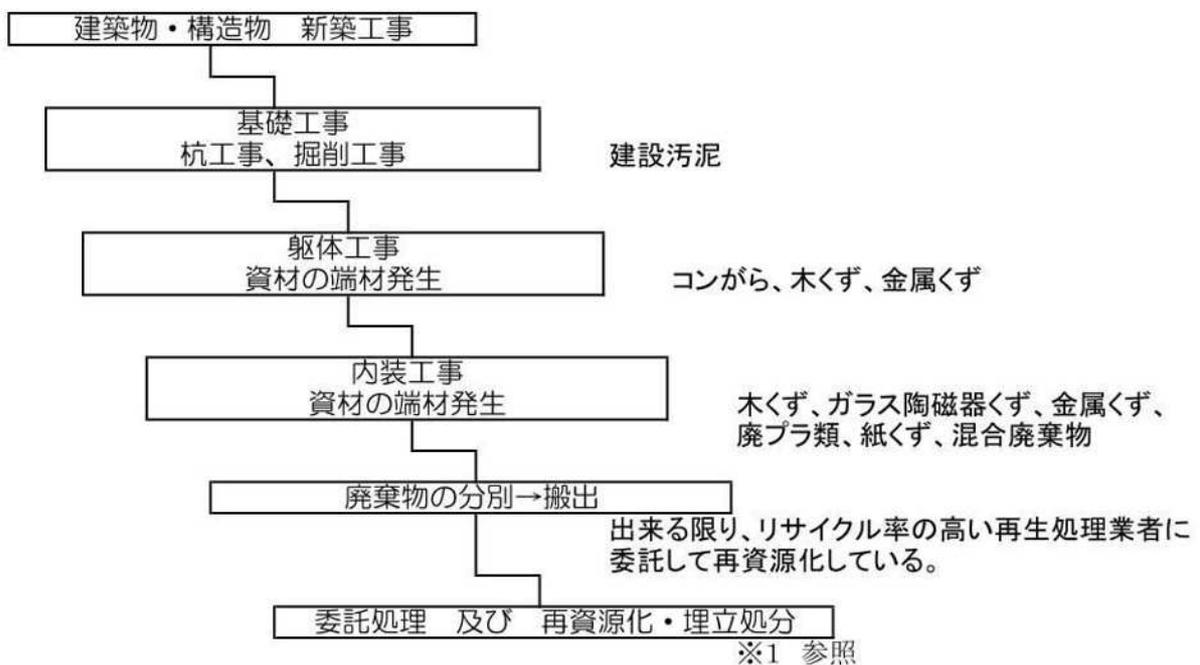
今年度 産業廃棄物の種類	目 標 値 (単位:トン/年)									
	①	②+⑧	⑤	⑦	③+⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭
	排出量	自ら再生利用を行った量	自ら熱回収を行った量	自ら中間処理により減量した量	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	全処理委託量	優良認定処理業者への処理委託量	再生利用業者への処理委託量	熱回収認定業者への処理委託量	熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量
建設汚泥	1.7	0.0	0.0	0.0	0.0	1.7	0.0	0.8	0.0	0.0
廃プラスチック類	11.1	0.0	0.0	0.0	0.0	11.1	11.1	4.1	0.0	0.0
紙くず	0.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.4	0.4	0.2	0.0	0.0
木くず	223.5	0.0	0.0	0.0	0.0	223.5	6.1	82.1	0.0	0.0
金属くず	8.1	0.0	0.0	0.0	0.0	8.1	8.1	8.1	0.0	0.0
廃石膏ボード	1.2	0.0	0.0	0.0	0.0	1.2	1.2	1.2	0.0	0.0
がれき類その他	43.1	0.0	0.0	0.0	0.0	43.1	0.0	43.1	0.0	0.0
コンクリートがら	915.3	0.0	0.0	0.0	0.0	915.3	2.8	915.3	0.0	0.0
アスファルト・コンクリートがら	86.1	0.0	0.0	0.0	0.0	86.1	0.0	86.1	0.0	0.0
混合廃棄物(管理型)	2.8	0.0	0.0	0.0	0.0	2.8	2.8	1.5	0.0	0.0
合計	1293.5	0.0	0.0	0.0	0.0	1293.5	32.5	1142.7	0.0	0.0

< 産業廃棄物発生・処理フロー >

I. 解体工事、改修工事

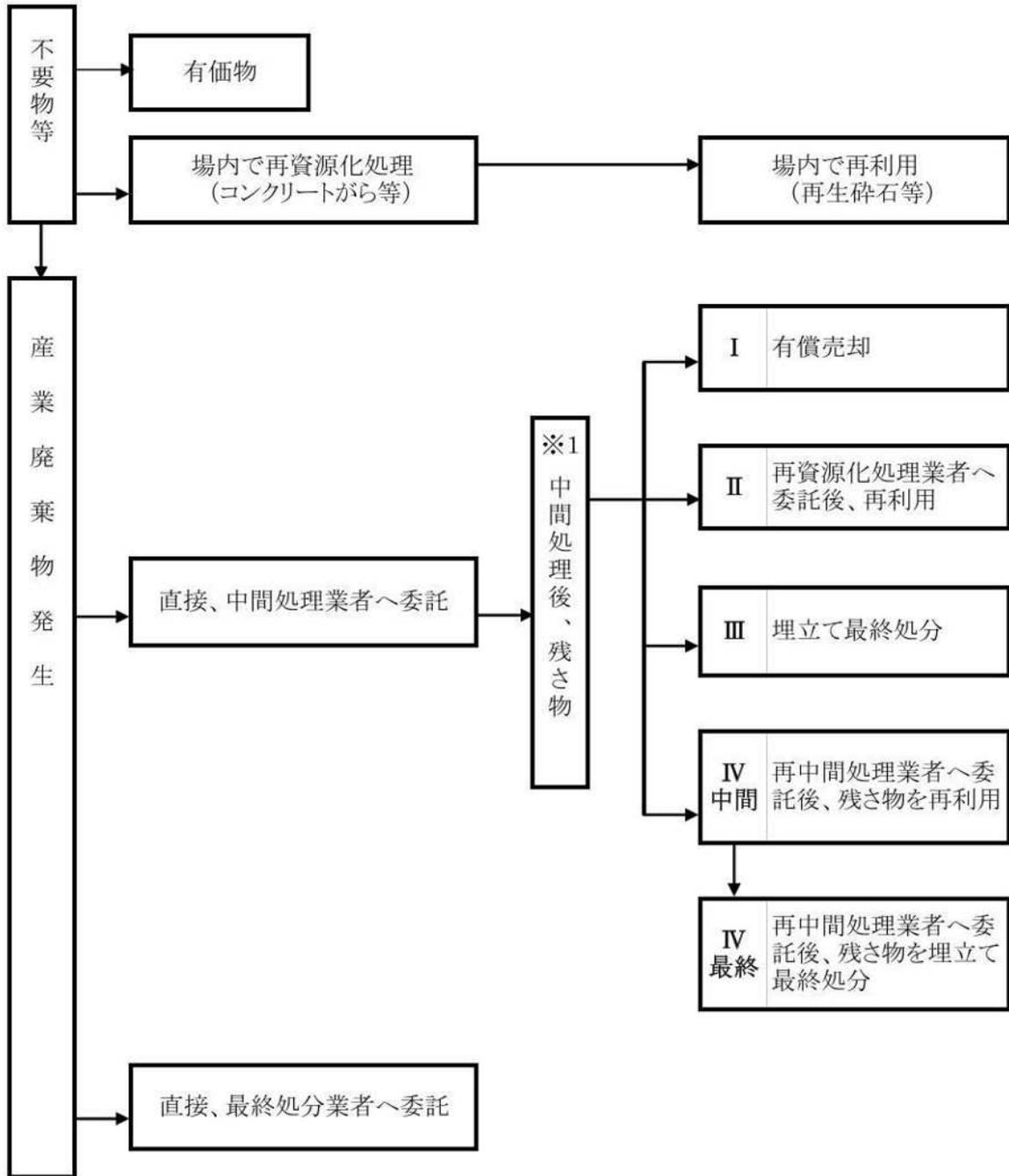


II. 新築工事



- ※1
- ・ 建設汚泥 → 天日乾燥・固形化(委託) → 埋め戻し土として再利用  
→ 機械乾燥(委託) → 最終処分場で埋立処分(委託)
  - ・ コンから → 破砕(委託) → 再生砕石として再利用
  - ・ アスコンから → 破砕(委託) → 再生アスファルト原材料として再利用  
→ 破砕(委託) → 再生路盤材として再利用
  - ・ がれき類その他 → 破砕(委託) → 再生砕石、再生砂として再利用
  - ・ 木くず → 破砕・焼却(委託) → チップ化・燃料・セメント原料として再利用
  - ・ ガラス陶磁器くず → 分別・破砕(委託) → 再生砂、再生砕石、再生骨材として再利用  
→ 分別・破砕(委託) → 最終処分場で埋立処分(委託)
  - ・ 廃石膏ボード → 分別・破砕(委託) → 石膏ボード原料として再利用
  - ・ 金属くず → 破砕(委託) → 鉄鋼原料として再利用
  - ・ 廃プラ類 → 破砕・圧縮・梱包(委託) → 固形燃料(RPF)、セメント燃料・原料として再利用  
→ 破砕・圧縮・梱包(委託) → 最終処分場で埋立処分(委託)
  - ・ 紙くず → 破砕・圧縮(委託) → 製紙原料として再利用  
→ 破砕・焼却(委託) → 最終処分場で埋立処分(委託)
  - ・ 廃油 → 蒸留(委託) → 再生溶剤、固形燃料として再利用
  - ・ 混合廃棄物 → 分別・破砕(委託) → 各品目の原材料として再利用  
→ 分別・破砕(委託) → 最終処分場で埋立処分(委託)
  - ・ 水銀使用製品 → 分別・破砕(委託) → 各品目原材料として再利用

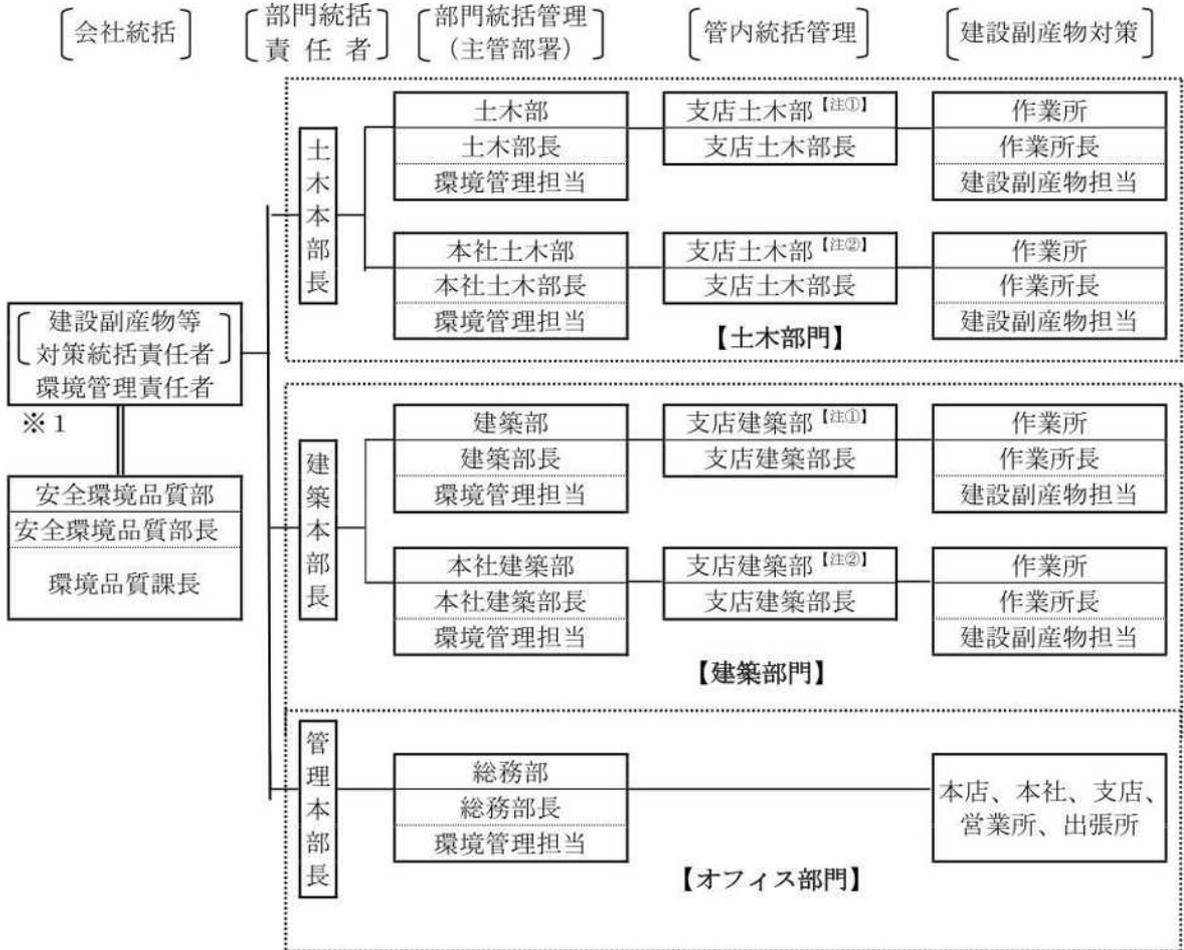
< 産業廃棄物処理フロー >



※1 前ページ参照

# 建設副産物等対策組織及び体制

## 1 建設副産物等対策組織



〔注〕①名古屋、大阪、岡山、広島、四国、九州  
 ②東北、東京、横浜

※1 廃棄物処理統括責任者： 環境管理責任者 兼 安全環境品質部長

図-1 建設副産物対策組織図

## 2 役割、責任及び権限

建設副産物等の対策に関する役割、責任及び権限を表-4.1 に示すとおりとする。

表-1 建設副産物等対策に関する役割、責任及び権限一覧

組織・責任者 職務	環境管理責任者	安全環境品質部		土木部門					建築部門					オフィス部門								
		安全環境品質部長	環境品質課長	土木本部長	土木部	本社土木部	支店土木部	作業所	建築本部長	建築部	本社建築部	支店建築部	作業所	管理本部長	総務部	各店所						
		安全環境品質部長	環境品質課長	土木部長	環境管理担当	本社土木部長	環境管理担当	支店土木部長	作業所長	建設副産物担当	建築部長	環境管理担当	本社建築部長	環境管理担当	支店建築部長	作業所長	建設副産物担当	総務部長	環境管理担当	部署長	環境管理担当	
関連法規制改正監視		○	◇																			
建設副産物等対策基本方針策定及び手順確立	◎	●	○																			
建設副産物等対策手順教育	対主管部署	◎	◇																			
	対作業所		◆	◎	◇	◎	◇	◇		◎	◇	◎	◇	◇								
	対店所		◆															◎	◇			
建設副産物等対策計画策定	部門	●		◎	○	◇			◎	○	◇						◎	○	◇			
	作業所				◎	●	◎	●	◎	○	◎	●	◎	●	◎	○						
	店所																◎	●	◎	○		
建設副産物等対策実施							●	○						●	○					●	○	
自主チェック、是正改善								◇						◇							●	◇
対策実施管理				○	◇	○	◇	◆		○	◇	○	◇	◆			○	◇				
建設副産物パトロール	計画策定			◎	○	◎	○	◆		◎	○	◎	○	◆								
	実施、指導、是正勧告		◇		◇	◇	◇			◇	◇	◇										
建設副産物関連データ	数値把握		◎		◇	◇				◇	◇											
	行政報告	◎	◇																			

### 記号凡例

- ◎ ; 決定、承認、最高責任
- ; 審議、審査、確認
- ; 起案、計画、実行管理
- ◇ ; 実行
- ◆ ; 実行支援

- 【注】①建設副産物等対策計画策定は、部門、部署の目的、目標及び行動計画に含まれるものを含む。  
②土木部、本社土木部、建築部及び本社建築部の責任及び権限は、管轄する範囲内のものを示す。